

第3章

健やかに安心して暮らせるまち創り

1. 生活支援の充実

ノーマライゼーション理念の普及と浸透を受け、できる限り地域の中で自立して生活したいという障がい者のニーズに応えるため、利用者本位の考え方で各種支援策を量的、質的に充実させるとともに、地域での生活が困難な障がい者が安心して生活できる場としての施設を確保し、サービスの提供を行います。

また、年々多様化する障がい者とその家族のニーズに応えられるよう、相談支援体制の充実に努め、障がい者が住み慣れた地域で安定した生活を送れるように支援体制の強化を図ります。

（１）自立支援のためのサービスの充実

■現状と課題

アンケート結果によると、「今後どのように暮らしたいか」との設問に対し、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者とも、「家族のいる自宅」で生活したいと希望する人が最も高率を占めています。しかし、障がい者の日常生活を支える主な介助者は、身体障がい者の場合は配偶者、知的障がい者や精神障がい者は母が担っている割合が高くなっています。今後本人とともに介助者も高齢化していくことや、女性も仕事を持つ時代であることを考えると、地域ぐるみで在宅生活を支えるサービスの充実が必要とされます。

また、アンケート結果では、知的障がい者は、「作業所」「授産施設」を今後利用したい障がい福祉サービスの2位、3位に挙げており、精神障がい者は、「作業所及び授産施設」が第1位でした。障害者自立支援法の施行により再編が進むサービス体系を踏まえながら、ニーズに応じて障がい者の日中の活動場

所を確保することが課題となっています。

本市においても、これまで障がい者の在宅生活を支える各種サービスを実施しており、支援費制度の導入以降、利用者は増加傾向にあります。今後は、相談支援を通じて、各種サービスの周知やニーズの把握に努め、障害者自立支援法によって新たに体系付けられたサービスや市が独自に実施するサービスの円滑な提供を図る必要があります。

■施策の方向

① 訪問系サービスの充実

障がい者の日常生活や外出を支えるため、ホームヘルパー¹やガイドヘルパー²などを派遣します。

② 日中活動系サービスの充実

施設への通所などにより、障がい者が日中、創作活動や機能訓練、就労訓練などを行う場を提供します。

③ 居住系サービスの充実

居住の場が必要な方に対し、グループホーム³やケアホーム⁴、福祉ホーム⁵、障がい者支援施設などによる支援を行います。

※以上の訪問系サービス、日中活動系サービス、居宅系サービスの具体的な内容については、第5章の障がい福祉計画で示します。

¹ ホームヘルパー……障がい者や高齢者のいる家庭を訪問して、介護や家事、外出時の付添など介助を行う者。

² ガイドヘルパー……視覚障がい者や全身性障がい者の外出時における付添い介助を行う者。

³ グループホーム……障がい者が日常生活の場を援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

⁴ ケアホーム……障がい者が夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを伴う暮らしの場。

⁵ 福祉ホーム……家庭環境や住宅事情などにより、家庭での生活が困難な障がい者が、地域生活を営むために生活する場。

④ 日常生活支援の充実

障がいによるハンディを補うとともに、日常生活の利便性を高めるために不可欠な補装具¹の購入・修理、日常生活用具の給付・貸与について充実させます。

また、補装具や日常生活用具の啓発に努め、利用を促進します。

⑤ 緊急時対策の充実

外出が困難な65歳未満の重度身体障がい者に安心して在宅生活を送ってもらうため、引き続き福祉電話を貸与します。

また、ひとり暮らしの重度身体障がい者などが簡単な操作で緊急事態を通報できる、緊急通報装置を貸与します。

(2) 施設サービスの充実

■現状と課題

ノーマライゼーション理念の定着や障がい者本人の意向を尊重する考え方が進み、障がい者もできる限り地域の中で生活するという方向に移行しつつあります。これを受け、障がい者施設においては、地域生活に移行できるための自立支援の取組や、日中活動系サービスなどを提供する拠点の充実が求められています。

一方、重症心身障がい児（者）²をはじめ、常時医療的ケアが必要で地域での生活が困難な人に対しては、これまで通り安心して生活ができる場を提供する必要があるため、入所施設などが担う役割はとても重要と考えられます。

本市ではこれまで、広域的な連携のもと、必要な通所枠・入所枠を確保し施設サービスの充実に努めてきました。

今後は、障害者自立支援法に規定されている新たな施設体系を踏まえ、障がい者のニーズに応えるためにも、市内の障がい者施設の充実に努めるとともに、広域的連携をより一層深める必要があります。

¹ 補装具……身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全つえ、点字器、補聴器、義肢、車いす、歩行器などがある。

² 重症心身障がい児（者）……重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児（者）。

また現在、市内の施設では重症心身障がい児（者）に対してのサービス基盤が希薄なため、その充実も求められます。

■施策の方向

① 地域生活への移行の推進

障がい者本人の意向を尊重しながら、身体機能向上・生活能力向上などの訓練機会を積極的に提供し、入所（入院）者の地域生活への移行を促進します。

また、地域での生活の場として、グループホーム、ケアホームの設置を促進します。

② 施設サービスの充実

重症心身障がい児（者）に対するサービスをはじめ、現在市内に不足している施設サービスを充実させるため、また、今後見込まれる障がい者のニーズに量的・質的に応えることができるようにサービス基盤の整備に努めます。

基盤整備に当たっては、既存施設の新体系サービスへの円滑な移行や、市内における障がい者施設の整備などに対する積極的な支援を行うとともに広域的連携を進め、施設の確保を図ります。

（３）相談支援の充実

■現状と課題

アンケート結果によると、「障がい者福祉の充実に重要なこと」として「福祉に関する相談支援体制の充実」を望む声は高く、身体障がい者で19.6パーセント、知的障がい者で21.1パーセント、精神障がい者で20.3パーセントと、いずれも20パーセント前後となっています。

障がい者が地域で生活するためには、障がい者やその家族などからの相談を受け、障がい福祉サービスを含めた様々な支援を提供する相談支援体制の充実が必要です。また、相談支援に携わる人のネットワークづくりを進めることにより、必要とされる制度などを的確に把握し、情報提供できる体制を整備することも重要になります。

本市では、市及び社会福祉法人において、障がい者やその家族からの相談を受けています。

今後は、相談支援に関する拠点や人材をより充実させ、適切な支援や情報提供を行うことにより、障がい者が自己選択・自己決定の下に、地域での生活ができるような体制を整備していくことが課題とされます。

■施策の方向

① 相談支援事業の充実

相談支援事業者との連携により、障がい者本人や家族の相談に対し、必要な支援や情報を適切に提供できる体制を整備します。

② 地域自立支援協議会の設置

地域自立支援協議会を設置し、個々の相談支援に関する報告や相談支援に関係する機関の連携、各機関で行っている取組などの情報共有を通じ、相談支援に関する知識・技術の共有化や質の向上を図ります。

併せて、個々の相談支援から浮かび上がるニーズを元に、必要な社会資源の整備に向けて協議を行います。

③ 家庭児童相談の充実

幼児期の発達支援のため、保育所、幼稚園、主任児童委員、家庭児童相談員¹、保健師などが連携を図り、家庭児童相談の充実に努めます。

(4) 生活安定支援の充実

■現状と課題

障がい者が地域での自立生活を継続させ、生活の質を高めるためには、経済的自立が重要となります。

¹ 家庭児童相談員……児童福祉法に基づいて家庭における適正な児童の養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため相談を受け、指導・助言にあたる相談員。

アンケート結果によると、身体障がい者や精神障がい者が考える「障がい者福祉の充実に重要なこと」の第1位は「年金・手当の充実」でした。また、具体的な障がい者サービスについても経済的支援にかかわるものの利用意向が高く、身体障がい者・知的障がい者とも「福祉タクシー利用券の交付」が第1位となっています。

本市ではこれまで、障害基礎年金などの公的年金制度や特別障害者手当・障害児福祉手当などの各種手当制度の普及、軽自動車税の減免措置の実施、さらに精神障がい者に対する通所作業訓練施設に通所する交通費助成や医療費助成などの市独自の事業を実施してきました。

今後も、法改正や障がい者のニーズを的確にとらえ、経済的自立に向けての支援の充実を図るとともに、年金・手当や各種制度に関して周知を徹底し、利用の促進を図る必要があります。

■施策の方向

各種年金・手当・減免措置などについて、市のホームページへの掲載、「障がい者福祉制度のご案内」をはじめとする冊子・パンフレット類の配布や各種制度の利用援助を行う相談支援事業を充実させることなど多様な手段により周知を図り、利用を促進します。

2. 保健医療体制の充実

障がい者が、地域社会の中で健やかに安心して生活を送れるよう、保健サービス、医療サービス及び障がいの状況に応じたりハビリテーションなど、障がいの心と体の健康を支えるサービス提供体制を充実させるとともに、障がいの原因となる疾病の予防はもちろん、障がいを早期に発見し対応する体制づくりに努めます。

また、精神障がい者に対する保健・医療対策をより一層推進させ、同時に、うつや自殺予防、ひきこもり対策、P T S D (心的外傷後ストレス障がい)¹ 対策など社会的ニーズに合わせて、市民の心の健康づくりを充実させます。

さらに、在宅難病患者や発達障がいへの対応も視野に入れた取組を進めます。

(1) 障がいの予防・早期発見体制の充実

■現状と課題

障がいの原因には、遺伝子や染色体に異常があって生じるものや母体内の環境や条件によって生じるもの、出産の前後に原因がみられるもの、成長期、あるいは成人や高齢になってからの事故などによるものが知られています。

障がいを予防し早期発見するためには、妊婦に対する健康診査から高齢者の介護予防まで、一貫した保健対策や健康づくり対策が重要とされ、本市においても、あらゆるライフステージ²における取組を推進し、障がいの原因となる疾病の予防とともに、障がいを早期に発見、対応できる体制の構築に努めてきました。

今後は、疾病の発症や進行を予防する一次予防により重点を置いた取組を進めるとともに、うつ病やひきこもりなど、心の健康問題などへの適切な対応が必要とされます。

¹ P T S D (心的外傷後ストレス障がい) ……事故や災害など生命の危険に及ぶほどの体験をしたり、目撃したりすることにより生じる障がい。Post-traumatic Stress Disorder の略。

² ライフステージ……幼児期、児童期、青年期、老年期等、人間の一生を段階的に区分したもの。

① 妊産婦に対する保健サービスの充実

正常な妊娠の確認と異常の早期発見を目的として、妊婦健康診査を実施します。

また、マタニティ教室を充実させ、心身ともに健康な子どもを生み育てるための知識や、喫煙や揺さぶられっ子症候群¹など子どもへの健康被害を予防するための知識を普及します。

② 乳幼児保健サービスの充実

乳幼児健診や健康相談会、保健師・助産師による訪問指導、医師及び心理判定員²が個別指導を行う「こどものびのび相談会」などの実施により、子どもの発達・発育の遅れや心身の異常を早期発見し適切な治療や療育につなげるとともに、事故防止、乳幼児の安全を図るために必要な知識を普及します。

また、子どもの発達の遅れや心身の異常を早期に発見できるよう、専門的研修への参加などにより職員の資質向上に努めるとともに、関係機関との連携を図り、障がいのある乳幼児を持つ保護者の不安を軽減するため、相談や情報提供を充実させます。

③ 生活習慣病³の予防、早期発見

一般成人対象の健康診査及び各種検診を充実させるとともに、受診の利便性を高めて受診率の向上に努め、疾病の予防、早期発見を図ります。

④ 成人や高齢者に対する健康教育の充実

障がいの原因となる脳卒中や糖尿病などの生活習慣病の予防及び早期発見、健康づくり意識の高揚などを目的に、成人や高齢者に対する各種教室（健康運動教室、糖尿病予防教室、高脂血症予防教室など）の充実を図ります。

¹ 揺さぶられっ子症候群……乳幼児が強く揺さぶられることにより、硬膜下血腫などの脳の損傷や眼底出血による視力障がいなどを起こすこと。

² 心理判定員……福祉施設などにおいて心理学的な診断・援助業務に携わる者。

³ 生活習慣病……がん、高脂血症、高血圧症、歯周病など、食習慣や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患のこと。従来、成人病と呼ばれていた疾病を、生活習慣という因子に着目してとらえ直された。

⑤ 介護予防の充実

要介護（要支援）になるおそれのある特定高齢者や、一般高齢者を対象とした介護予防のための各種教室（運動機能の向上、口腔機能の向上、栄養改善指導、一般高齢者介護予防教室、認知症¹予防啓発教室）や相談・指導（もの忘れ相談、訪問指導）を充実させ、介護予防に努めます。

⑥ 心の健康問題への適切な対応

心の健康問題の予防や、適切な助言などを行っていきます。

（２）適切な医療の提供

■現状と課題

障がいの軽減を図り、障がい者の自立を促進するためには、地域において適切な医療を受けられることが不可欠です。

本市ではこれまで、障がいを軽減するための自立支援医療の給付や障がい者の医療費の一部を助成し負担を軽減させるための各種医療費公費負担制度の周知に取り組んできました。

今後も各種医療費公費負担制度の周知徹底に努め、利用を促進します。

■施策の方向

① かかりつけ医の推進

障がい者が障がいの程度や健康状態を常に把握され、適切な医療が受けられるよう「かかりつけ医」及び「かかりつけ歯科医」の普及を図ります。

② 各種医療費公費負担制度の利用促進

障がい者の障がいや医療費負担を軽減するため、各種医療費公費負担制度を周知し、利用を促進します。

¹ 認知症……脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障がいがおこり、普通の社会生活が送れなくなった状態。従来、痴呆と呼ばれていたものをあらためた言葉。

(3) リハビリテーションの充実

■現状と課題

アンケート結果によると、身体障がい者の約半数が医療機関や福祉施設において何らかのリハビリテーションを受けており、このようにリハビリテーションは、障がいによる機能の低下の軽減や社会復帰に向けた訓練など、障がい者の自立を支援するために重要な役割を果たしています。

本市ではこれまで障がい者の自立を支援するため、機能訓練事業を実施し、障がいによる機能の低下の軽減や社会復帰に向けた訓練などを実施してきました。

今後も障がい者の社会復帰及び自立のため機能訓練事業を実施し、その支援に努めます。

■施策の方向

各地域で実施している機能訓練教室などにより、機能障がいや能力障がいの軽減、障がい者の閉じこもりや孤立化を防ぎます。

今後は、脳卒中情報システム¹などから把握した人へ参加を勧奨し、参加者が楽しく主体的に参加できる教室のあり方について検討します。

(4) 精神保健対策の充実

■現状と課題

精神障がい者は全国的に増加傾向にあり、さらに、近年の社会構造の変化は人々にストレスを増大させ、うつ病を訴える人やひきこもりの増加といった新たな心の健康問題を生じさせています。

¹ 脳卒中情報システム……市町村が脳卒中患者に対する適切な保健福祉サービスを実施するために構築された情報システムで、医療機関から保健所などに提供された脳卒中患者の診療情報などを、患者又は家族の同意のもと、市町村に提供する。

本市ではこれまで、市民が心の健康づくりへの意識を高め、精神障がいについて正しく理解できるよう「心の健康づくり講演会」を継続して開催するとともに、精神障がい者支援センター「ふれあいセンター青空」に相談員を常駐させ心の健康相談を実施してきました。また、精神障がい者に対して、ホームヘルパーの派遣や精神障がい者家族会への指導助言など、様々な支援に努めてきました。

今後は、引き続き、市民の心の健康づくりを充実させるとともに、精神障がい者への支援を一層推進する必要があります。

また、うつや自殺予防、ひきこもり対策、PTSD(心的外傷後ストレス障がい)に対しても、取り組む必要があります。

■施策の方向

① 心の健康づくりの意識高揚や精神障がいに対する正しい理解の促進

心の健康づくり講演会を三条地域に加え、栄地域や下田地域で開催するなど、市民が心の健康づくりへの意識を高め、精神障がいについて正しく理解できる機会を拡充します。

② 心の健康づくりの実施

精神障害者支援センター「ふれあいセンター青空」における相談や市役所窓口などでの相談を実施します。

③ 日中活動の場の充実

広域的連携を図るなどにより、地域活動支援センターなど精神障がい者が日中に活動できる場の確保に努めます。

また、精神障がい者の閉じこもりや孤立化を防ぐため、精神障害者支援センター「ふれあいセンター青空」内にある交流室の利用促進を図ります。

④ 精神障がい者家族会への活動支援

障がい者やその家族同士が親睦を深め、福祉の向上を図る精神障がい者家族会の活動を支援するため、運営への指導助言などを行います。

(5) 新たなニーズへの対応

■現状と課題

平成16年6月の障害者基本法の改正に際し、国は、同法が示す障がい者の範囲として、発達障がいを有する人、難病に起因する障がいを持つ人々を含めるものとしています。

また、平成17年4月には「発達障害者支援法」が施行され、自閉症、アスペルガー症候群（高機能自閉症）その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの早期発見、発達支援や、発達障がい者の生活全般にわたる支援を行うことが定められました。

本市ではこれまで、介護保険法・老人福祉法・障害者自立支援法その他の法律に基づく事業の対象とならない難病を有する人に対しホームヘルプサービスや日常生活用具の支給などを行い、事業の周知に努めてきました。

また、乳幼児健診などにおいて発達障がいを早期に発見し適切な対応を図るため、医療機関・療育機関などが行う研修会に保健師などが参加し知識・技術の習得に努めてきました。

今後は、これらの障がいの情報収集を進め、早期発見・早期対応により一層努めます。

■施策の方向

① 在宅難病患者の在宅療養への支援

難病を有する人で、介護保険法・老人福祉法・障害者自立支援法その他の法律に基づく事業の対象とならない人に対し、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具の支給を行います。

これらのサービスについては、暮らしのガイドブックや市のホームページに掲載して周知を図るほか、サービスのパンフレットを作成して保健センターや市役所の窓口にも置くことも検討します。

② 軽度発達障がいへの早期発見・早期対応

医療機関や療育機関が行う研修会への参加機会を拡充し、保健師など従事者の資質の向上を図るとともに、保育所・幼稚園との連携により、軽度発達障がいを持つ児の早期発見・早期対応に努めます。

③ 通級指導教室の整備促進

県との連携により、情緒障がい¹、高機能自閉症などの情緒面における障がい改善の指導を行う通級指導教室の整備を促進します。

④ 相談支援体制の整備

保健師などの資質向上を図り、発達障がいなどに関する相談支援体制の整備に努めます。

¹ 情緒障がい……人とのかかわりなどの影響によって情緒が不安定となり、かん黙や習癖の異常、学校不適応等のような社会的な不適応の状態を示したり、自閉症など人とのかかわりに困難性を示したりするなどの状態を指す。